

東三河国有林の地域別の森林計画書

(東三河森林計画区)

(変更)

(令和6年12月変更)

	計	画	期	間
自	令和	5年	4月	1日
至	令和	15年	3月	31日

林野庁中部森林管理局

森林法第7条の2第3項の規定において準用する第5条第5項の規定に基づき、この国有林の地域別の森林計画の一部を変更する。

今回の変更は、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、保安林の整備及び治山事業に関する計画を変更するものである。

この変更は、令和7年4月1日に効力を生じるものとする。

(利用上の注意)

- ① 総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ 本文については、変更等を行った項目に係る部分を掲載している。

目 次

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画.....	1
（3）実施すべき治山事業の数量	

Ⅱ 計画事項

第5 計画量等

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：林班数

森 林 の 所 在		治山事業施工 地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		うち前半 5年分		
設 楽 町	29～55, 107～127, 128～143, 168～179, 180～186・190	11	11	溪間工、山腹工	
新 城 市	231～235	2	2	溪間工	
豊 橋 市	<u>1216～1230</u> , 1233～1255, <u>1256～1265</u> , 1280～1284	11	11	溪間工、山腹工	
計		24	24		

注1 区域欄には、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（単位流域）に属する林班名を記載。

注2 治山事業施工地区数欄には、治山事業を実施する箇所（森林整備を除く。）に関する林班数を計上。